

問題 1. 外為法第 1 条には、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が (A) に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。(A) には、「自由」が入る。

問題 2. 外国為替令は、経済産業省令である。

問題 3. オーストラリア・グループ (AG) は、イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機として発足した。

問題 4. 輸出許可が必要な貨物であったにもかかわらず、輸出者が輸出許可を取得せずに輸出した場合、輸出者が、輸出当時、外為法を知らなかったのであれば、外為法違反に問われることはない。

問題 5. 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」(大臣通達)では、「外為法等により規制されている地域(以下「規制対象地域」という。)以外の地域への輸出若しくは提供又は輸出を前提とする (A) であっても、最終的に規制対象地域への輸出又は提供がなされることが明らかな場合には、規制対象地域への輸出又は提供となる点を踏まえ、取引審査を実施できるようにすること。」が求められている。(A) には、「国内販売」が入る。

問題 6. 輸出令別表第 1 の 7 の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当する貨物という意味である。

問題 7. 東京にある電機メーカー A の海外営業部の X 課長は、取引先の北京にある電機メーカー B の Y 部長から、外為令別表の 2 の項に該当する技術 α に関する質問をメールで受けた。X 課長は、質問に直ぐに回答しないとビジネスに支障が生じるため、回答に外為令別表の 2 の項に該当する技術が含まれていたが、役務取引許可を取得する必要はないと判断した。電機メーカー A の輸出管理上の対応は適切である。

問題 8. 日本にある企業が、リスト規制に該当する技術をタイにある子会社に提供する場合でも、当該技術が、特許庁の公開特許情報であれば、役務取引許可は不要である。

問題 9. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して、ホワイト国向けに輸出する場合は、需要者や用途を確認する必要はない。

問題 10. 横浜にあるメーカーAは、台湾にある100%子会社Bで電子機器の組み立てを行っている。メーカーAでは、国内にあるメーカーから購入した電子部品について、輸出の度に該非判定書を取り寄せて、輸出している。ただ、電子部品の購入先は、すべて上場しているメーカーなので、メーカーAでは、取り寄せた該非判定書について、合理化の観点から、該非判定の内容を再度チェックすることなく、輸出することになっている。メーカーAの輸出管理上の対応は適切である。

問題 11. 特別一般包括許可の申請者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けていなくても、いつでも申請でき、特別一般包括許可を取得することができる。

問題 12. 東京にあるメーカーAは、イラクにある企業Bから輸出令別表第1の6の項に該当する貨物の引き合いを受けた。メーカーAは、企業Bの用途や事業内容を確認したところ、明らかに民生用途であったので、受注することにした。当該貨物は告示貨物ではなく総価額も100万円以下なので、メーカーAは、少額特例を適用して、輸出許可を取得せずに輸出することができる。

問題 13. 横浜にある貿易会社Aが、1つの契約で、リスト規制に該当する貨物を3回に分けて輸出する場合、3回輸出許可を取る必要がある。

問題 14. 横浜にある測定装置メーカーAでは、輸出管理内部規程に基づく監査について、営業部門の忙しい時期は避けている。平成23年度は、平成24年2月末に行い、平成24年度は、営業部長の要請で監査は実施しなかった。平成25年度は、営業部長から、営業目標が、まだ達成できていないので、監査を延期するよう要請され、時期は未定である。測定装置メーカーAの輸出管理上の対応は適切である。

問題 1 5. 外為法では、輸出許可が必要な 1 億円の測定装置を不正輸出した場合、不正輸出を行った輸出者に対して、5 億円までの罰金を科すことができる。

問題 1 6. 本邦の企業 A とパキスタンにある企業 X との契約で、企業 A が輸出する貨物（輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当）が、企業 X で重水の製造に使われる旨が、契約書に記載されているが、その用途は原子炉における減速材とされている。したがって、この場合、核兵器の開発に使われないことが明らかなので、企業 A は、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。

問題 1 7. 東京の総合商社 A は、ミャンマーの造船メーカーから、軍艦製造用として、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当するステンレスの板 1 0 トンの注文を受けた。ミャンマーは最近民主化が進んできており、国連武器禁輸国でもないが、この取引は通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当することから、総合商社 A は輸出許可が必要である。

問題 1 8. 少額特例を利用して輸出を行う場合、規制貨物の価格が外貨建ての場合の換算率は、常に規制貨物の輸出通関する日が属する期間の「財務大臣が日本銀行本店において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を用いる。 下線部分は正しい。

問題 1 9. 経済産業省が公表する外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッチオール規制に関連するリストなので、ホワイト国に所属する団体や個人は一件も記載されていない。

問題 2 0. 中国で特許を申請するため、外為令別表の 9 の項に該当する技術を必要最小限の範囲で提供する場合、中国はホワイト国ではないので、個別役務取引許可を取得する必要がある。

問題 2 1. 東京のメーカー A は、カタールにあるメーカー B と人材研修に関する契約を交わした。メーカー A は、平成 2 6 年 2 月末から、メーカー B の技術者 2 0 人を受け入れ、リスト規制該当技術（外為令別表の 7 の項（2）に該当）に関する研修を実施する。研修生の半数は、研修を 6 ヶ月受けた後、平成 2 6 年 9 月上旬にカタールに戻り、残り半数は、日本に留まる予定である。いずれの滞在期間も 6 ヶ月を超え、居住者扱いになるので、メーカー A は、これら研修生全員に対する役務取引許可の取得は不要である。

問題 2 2. 輸出令別表第 3 及び輸出令別表第 3 の 2 地域以外の国や地域を仕向地とする場合、通常兵器キャッチオール規制の許可申請が必要になるのは、貨物の場合、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物であって、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム要件）を受けたときである。

問題 2 3. 「輸出管理内部規程の届出等について」という通達にある「外為法等遵守事項」では、顧客に関する審査に関して、必ずしも手続を明確にする必要はないと規定している。

問題 2 4. 福岡にある貿易会社 A は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する汎用の鉄板 1 0 トンをアメリカにある武器メーカー B に輸出する場合、キャッチオール規制の対象から除かれているので、輸出許可は不要である。

問題 2 5. 大阪にあるタイヤ製造会社 X 社（以下「X 社」という。）は、初めての取引で、パキスタンの軍関係企業 Y 社（以下「Y 社」という。）から、何の用途に使われるかわからない特注仕様のゴムの引き合いを受けた。X 社の輸出管理担当者は、営業部門から本取引を実行するにあたって問題がないか、問い合わせを受けたので、特注仕様のゴムの用途は不明でも、素材のゴム自体は、リスト規制に該当せず、取引も、破格の好条件だったので、輸出許可は不要で、取引は問題ないと営業部門に即答した。営業部門の担当者は、そのアドバイスに従って Y 社と契約し、輸出を行った。この場合、X 社の輸出管理上の対応は適切である。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について

平成25年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第27回)

(STC Associate)試験問題